

水田活用の直接支払交付金（水活）における

5年水張りルールの変更について

よくあるご質問

令和7年4月1日付で「経営所得安定対策等実施要綱」が改正され、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」を実施した場合、令和9年度以降、「水田活用直接支払交付金（水活）」の交付対象水田として整理する内容が追加されました。

つまり、水張りはしなくてもよいことになりました。

その代わりに「連作障害回避の取組」を行ってください。

詳しい内容は別添チラシ「農家の皆さんへ」をご確認ください。

※国は水田、畑に関わらず生産性向上への支援へ見直す方針を示しており、令和9年度以降、水活が継続されない場合もあります。

○主な質問

Q 令和4年度から一度も水稻作付け、水張りをしていませんが、何か対応が必要でしょうか？何をすればいいかわかりません。

A 引き続き「水活」の交付対象水田とする場合は、令和8年度までに「連作障害回避の取組」をお勧めします。

Q 「連作障害を回避の取組」は具体的に何をすればいいですか？

A これまで行ってきた堆肥や薬剤の散布等を別添チラシの「連作障害を回避する取組とは」の項目に照らして、幅広く判断していくことを考えていますが、作物や農地の状況により異なると思いますので、農政課にご相談ください。

Q そばの圃場には肥料も農薬も使っていないのですが、どうしたらいいですか？

A 収穫後の作物残渣（茎や根株）を圃場にすきこめば、「有機物の施用」となり、連作障害回避の取組とみなすことができます。

Q 過去（令和5年度から令和6年度）に水張りをしましたが、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」は必要ですか？

A 水活の要件は満たしているので、交付金のために行う必要はありません。

Q 過去（令和7年度より前）に「連作障害回避の取組」を行っていますが、令和7年度、8年度に「連作障害回避の取組」は必要ですか？

A 必要です。水活の要件となった「連作障害回避の取組」は令和7年度、8年度の取組が対象です。

Q 取組の確認方法は？現地確認がありますか？

A 現地確認は行いません。取組を講じたことが分かる書類（作業日誌や栽培管理記録管理簿、資材等の購入伝票等）を保管しておいてください。

Q 畑地化促進事業に取り組んだ農地はどうなりますか？

A 令和7年度中に国が制度を見直すことになっており、現在は結論が出ていません。

Q 「5年水張りルール」は「多面的機能支払交付金」や「中山間地域等直接支払交付金」に影響がありますか？

A 「5年水張りルール」や「連作障害回避の取組」は「水田活用直接支払交付金」についての要件なので、他の交付金事業には直接の影響はありません。

ただし、国としては令和9年以降の水活の制度見直しに合わせて、他の事業（多面的・中山間等）も整合が取れるような内容を検討しているとの事です。国から新たな情報が入りましたら、皆様にお知らせします。

【この件に関する問い合わせ先】

伊那市役所農政課 農業振興係

電話 0265-78-4111

（内線 2414、2415）